

電機労働者懇談会

発行者ELIC編集委員会谷口利男
105-0004 東京都港区新橋4-24-3
Tel/Fax (03) 6450-1777 エムエフ新橋601
郵便振替00130-3-358078ELIC編集委員会

Electric Labor and Industry Correspondence
ELIC

2015年 4月10日

No 328

1部100円

東京労働局、文書で助言！

ルネサスは、4月1日に労働契約承継法を悪用して数千人の社員を資産がほとんど無い子会社のRSD（資本金3億円）、REG（資本金5000万円）に自動転籍させようとしていました。

承継法についての学習会

3月8日（日）午後、小平福祉会館で八王子合同法律事務所の松尾弁護士より「分割リストラとのたたかい～労働契約承継法活用のために～」と題する講演をわかり易い事例などを踏まえて行って頂きました。実践的事例を電機・情報ユニオンの米田委員長が行い、今までの取り組みをルネサス懇の谷口代表が報告し、現職の労働者から自身が受けた実態について報告された後、質疑応答が行われ理解を深めました。出席は20人でした。（右上写真）



東京労働局に5人が申出する

転籍させる社員全員に対して2月2日付の「通知書」が手渡されましたが、それは異議の申出が出来ない書面となっており、職場内での「事前協議」の申立てと2月13日のルネサス本社との団交でその不当性を追求した結果、2月中旬に異議申出ができることと訂正された「通知書」が再発行されました。

文書で異議の申出「協議」を求めたが、その文書を受領する事を拒否し、3回目の申し入れに対して協議は拒否したものの法に基づく「会社分割契約書等の写し」全文の謄写を申し入れ者に届けられました。

3月5日に東京労働局に対して「助言・指導」を求める申出を行い、17日にルネサス本社と武蔵事業所・RSDの課長ら4人が事情聴取され、23日に申出人に対して行ったとする附則第5条及び指針に基づく協

議は、指針に照らして不十分と考えられるので、申出人と改めて協議すること」との文書助言を鶴丸哲哉ルネサス代表取締役社長に行いました。

東京労働局は、26日に申出人に対して経緯を説明する機会を設け、内容を詳細に確認できました。

ルネサスは3月27日、東京労働局長が発した「文書助言」に従い、申出している5人に対して「貴殿の申し出に対し、個別労使協議を実施することと致しました。代理人を選定する場合は、その旨ご連絡頂きたい」との連絡が届きました。

これから具体的な「協議」が行われることになり大きな前進を勝ち取りました。

今月号の紙面

- ①東京労働局、文書での助言
- ②15春闘を振り返って
- ③15春闘ピラ2万3千枚配布
NECの工場閉鎖に反撃ピラ配布
- ④電機産業のリストラとのたたかい
シャープで人減らしリストラ
- ⑤日立超Lの実態を知る会を開催
15春闘の集計状況
- ⑥私の自慢「年賀状」大橋さん
- ⑦電機情報ユニオン、青年コーナー
- ⑧処遇制度の大改悪で学習会
からむす原稿の募集。集積回路